

国民健康保険税の税率等を改定します

改定の内容

◇下の表のとおり、所得割税率、均等割額、課税限度額を引き上げます。

◇国民健康保険税の年税額は、改定前と比較し、概ね10%前後引き上がります。

※世帯ごとの年税額については、別紙を参照してください。

課税区分	算定区分	令和6年度 (改定前)	令和7年度 (改定後)	標準保険税率 (参考)
医療給付費分	所得割	7.00%	7.20%	7.92%
	均等割	29,000円	32,800円	48,577円
	課税限度額	650,000円	650,000円	650,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.20%	2.50%	2.79%
	均等割	9,000円	11,600円	16,838円
	課税限度額	200,000円	240,000円	240,000円
介護納付金分	所得割	1.90%	2.20%	2.33%
	均等割	11,500円	13,700円	16,747円
	課税限度額	170,000円	170,000円	170,000円

改定の背景

国民健康保険は、平成30年度以降、都道府県単位で運営しており、その財政基盤は、被保険者からの保険税、国・県の交付金や負担金、一般会計繰入金（赤字補填）等で賄われています。

埼玉県の保険税水準については、県内すべての市町村が、令和9年度に準統一（県が算定する市町村標準保険税率で賦課徴収を行うこと）、令和12年度に完全統一（県内どこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ税負担となること）を目指していることから、各市町村で、税率等の改定を進めているところです。

なお、本市では、被保険者の減少や医療費の増加が顕著であり、健全で安定的な財政運営が非常に厳しい状況が続くことが見込まれるため、今後も税率等の見直しを進めていくことになります。加入者の皆様にはご理解とご協力をお願いします。